

現場代理人及び主任技術者等の兼務要件の変更について

1. 現場代理人の兼務要件

現場代理人の兼務に係る要件について、以下の通り要件を変更する。

	現行	改正（令和 7 年 8 月 1 日以降）
兼務可能件数	3 件以内であること。 ※国、県の発注する工事を含む	3 件以内であること。 ※国、県の発注する工事を含む
請負金額	兼務する工事の当初請負金額の合計が専任の技術者を要する金額(4,500 万円 [建築一式工事は 9,000 万円]) 未満であること。	兼務する工事の 1 件ごとの請負金額が専任の技術者を要する金額（4,500 万円 [建築一式工事は 9,000 万円]) 未満であること。
従事可能地域	それぞれの工事現場が備前市内であること。	それぞれの工事現場が備前市内であること。
そ の 他	・ 監督員と常時連絡可能な体制を確保し、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。 ・ 兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。 ・ 少額随意契約案件（請負金額 200 万円以下）は兼務可能件数に含めない。	

2. 主任技術者等（主任技術者、監理技術者）の兼務制度

※建設業法及び関係法令の改正により緩和された内容

専任の技術者を要する金額（4,500万円[建築一式工事は9,000万円]）未満であれば、兼務が認められていた。改正により、兼務要件が緩和されたもの。

① 主任技術者又は監理技術者の兼務制度

次の要件を全て満たす場合は専任を要する工事を兼務できることとする。

	兼務要件
兼務可能件数	2件以内であること。
請負金額	各建設工事の請負金額が、1億円未満（建築一式の場合は2億円未満）であること。
工事現場間の距離	建設工事の工事現場間の距離が、1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね2時間以内であること。
下請次数	3以下であること。
連絡員の配置	主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を1年以上有する者に限る。）をそれぞれの建設工事に配置していること。
施工体制を確認する 情報通信技術の措置	CCUS等のシステムにより現場作業員の入退場が遠隔から確認できること。
人員の配置を示す計画書の作成、保存等	建設業法施行規則第17条の2第1項第5号に規定する計画書を工事現場ごとに備え置き、一定期間営業所で保存していること。
現場状況の確認のための情報通信機器の設置	当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

② 営業所の専任技術者の兼務制度

ア 次の要件を全て満たす場合は専任を要する工事を兼務できることとする。

	兼務要件
兼務可能件数	1 件以内であること。
請負金額	各建設工事の請負金額が、1 億円未満（建築一式の場合は 2 億円未満）であること。
営業所と工事現場間の距離	建設工事の工事現場までの距離が、1 日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該営業所と工事現場との間の移動時間がおおむね 2 時間以内であること。
下請次数	3 以下であること。
連絡員の配置	主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を 1 年以上有する者に限る。）を営業所と建設工事にそれぞれに配置していること。
施工体制を確認する 情報通信技術の措置	CCUS 等のシステムにより現場作業員の入退場が遠隔から確認できること。
人員の配置を示す計画書の作成、保存等	建設業法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 5 号に規定する計画書を工事現場ごとに備え置き、一定期間営業所で保存していること。
現場状況の確認のための情報通信機器の設置	当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていること。

イ 営業所に近接しておらず、専任を要しない工事の兼務は、上記アの要件を満たす場合は、兼務を可能とする。

ウ 営業所に近接し、専任を要しない工事の兼務は、引き続き可能とする。

※ ただし、上記ア～ウの併用はできない。